

ちょうかく おんせい げんごきのう
聴覚・音声・言語機能に障がいがある方のための

Net119 きんきゅうつうほう 緊急通報システムのご案内

岐阜市消防本部



ぜひ利用者
登録を！

「Net119(ねっといちいちきゅう)緊急通報システム」とは、聴覚・音声・言語機能などの障がいにより音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンなどの携帯端末を利用し、インターネットのwebサイトから消防へ通報することができるシステムです。なるべく文字入力をすることなく、画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

Net119 を利用するためには、事前の利用者登録が必要です。いざという時のために、ぜひ登録をお願いします。

Net119の通報イメージ



【登録対象者】

聴覚・音声・言語機能に障がいがあり音声による119番通報が困難な方で、岐阜市消防本部管内（岐阜市・瑞穂市・山県市・本巣市・北方町）にお住まいの人、通勤している人又は通学している人で、Net119の利用が可能な携帯通信端末（スマートフォン・タブレット・インターネット接続ができる携帯電話）を持っている人

【利用登録説明・通報体験会】 奇数月の第3水曜日に開催

日程・会場・申込方法など詳しくはホームページをご覧ください！→



【利用登録の申請方法】

(1) webサイトから申請

①QRコードを読み取り、表示されたメールアドレス
entry_gifu@entry10.web119.info に空メールを送信

(迷惑メール対策設定をされている方は「web119.info」のドメインを受信許可にしてから送付)



空メール専用 QR コード

②空メール送信後に届いたメール本文からURLを開き、
メールアドレス認証手続きを実施

③再度メールが届くため、メール本文から登録申請 web サイトにアクセスし必要
内容を入力し申請

④消防本部指令課で申請内容を確認・登録作業を実施(申請後、約1~3日以内に実施)

⑤登録完了メールを受信し、ホームページに通報用アイコンを設定 =登録完了

(2) 紙による申請(申請書を提出)

①「Net119登録申請書」に必要な内容を記入し提出(提出先へ持参又は郵送)

②消防本部指令課で申請内容を確認・登録作業を実施

③登録完了メールを受信し、ホームページに通報用アイコンを設定 =登録完了

※詳しい利用登録の申請方法は、岐阜市ホームページに掲載していますので、そちらも見ていただき、申請をお願いします。

岐阜市ホームページ→暮らし・手続き→消防・救急
→消防・119番通報→Net119のページ



【申請先・問合せ先】

岐阜市消防本部 指令課

〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9番地

電話：058-262-8151 FAX：058-266-8155

メール：sh-shirei@city.gifu.gifu.jp

【申請書の提出先】 ※(2)、(3)に提出した場合、(1)指令課に送付されます。

(1) 岐阜市消防本部 指令課

(2) 岐阜市消防本部管内の消防署・分署

(3) 各市町の障がい福祉担当課の窓口

市町	住所	窓口	電話番号	FAX
岐阜市	岐阜市司町40番地1 岐阜市役所	障がい福祉課	058-265-4141(代表)	058-265-7613
瑞穂市	瑞穂市別府1288番地 瑞穂市役所	福祉生活課	058-327-4123	058-327-1566
山県市	山県市高木1000番地1 山県市役所	福祉課	0581-22-6837	0581-22-6850
本巣市	本巣市下真桑1000番地 本巣市役所 真正分庁舎	福祉敬愛課	058-323-7752	058-323-1144
北方町	本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 北方町役場	福祉子ども課	058-323-1119	058-323-2114